５．「業態調書」の記入のしかた

⑷　**「業態調書（役務提供）」**の記入のしかた

　　ア　この書類は、「役務提供」に業者登録申請をするかたが作成してください。

　　イ　「役務提供」の中で登録を希望する「登録項目（業務の種類）」について、「登録の希望」欄に「○」印を付けてください。

　　　・　登録項目「その他」に○印をつけたかたは、別紙16.『その他業務一覧表』も作成してください。

　　　・　登録項目「賃貸借」に○印をつけたかたは、主な取扱品目を記入してください。

　　　・　業務種別「建設工事」に登録されるかたは、「役務提供」の「小規模修繕等」には登録できません。

　　ウ　「登録項目（業務の種類）」ごとの業務内容について「業務の主な内容」欄に示していますので、ご参照ください。

　　エ　次の登録項目に登録するかたは、許可証・登録証や登録証明書等の写しを添付してください。

＜証明書等を提出していただく許可や登録等の例＞は手引きの１４、１５ページを参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録項目 | 許可や登録等の種類 |
| 樹木剪定・維持管理芝生管理 | ⑴ 建設業法に基づく造園工事業許可⑵「造園業」を営む者で、※1自社社員として造園施工管理技士若しくは２級以上の造園技能士の資格を有する者がいること※⑴⑵のいずれか |

　　　　※1　「自社社員」とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員を指し、臨時社員（パートタイマーや日雇いの作業員を含む。）、在籍出向者、派遣社員、契約社員、協力会社の社員等は含まれません。

　　オ　法令等に基づく許可や登録が義務づけられているものは、その許可や登録等を受けていなければ本市に対して業者登録申請を行うことができません。

上記に示した登録のほか、法令等に基づく許可や登録を受けている場合は、その許可証・登録証や登録証明書等の写し（証明年月日が業者登録申請を行う日から３か月以内のもの）を添付してください。